

日医発第 356 号 (保 66)
平成 22 年 7 月 5 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 22 年 6 月 11 日付け厚生労働省告示第 240 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、薬事法の規定に基づき承認を得た新医薬品で、薬価基準への収載希望のあった 12 成分 29 品目を、薬価基準の別表に第 8 部追補(4)として収載したものであります。

また、同日付け保医発 0611 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の新医薬品の薬価基準収載に伴う留意事項が、下記のとおり示されました。

さらに、今回、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト（ビクトーザ皮下注 18 mg）が薬価基準に収載されたことにあわせ、同日付け厚生労働省告示第 241 号により揭示事項等告示が、また、同日付け厚生労働省告示第 242 号により特掲診療料の施設基準等が一部改正されるとともに、留意事項通知中「第 2 章」特掲診療料「第 2 部」在宅医療「第 3 節」薬剤料「区分 C 200」薬剤の項が一部改正され、当該製剤が「区分 C 101」在宅自己注射指導管理料の対象薬剤となりました。

グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニストの保険適用上の取扱いにつきましては、本会において添付資料 3 のとおり整理いたしました。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 8 月号に掲載を予定しております。

記

(1) メタクト配合錠 HD 及びメタクト配合錠 LD

① 効能又は効果

2 型糖尿病（ただし、ピオグリタゾン塩酸塩及びメトホルミン塩酸塩の併用による治療が適切と判断される場合に限る。）であること。

② 保険適用上の取扱い

ア 糖尿病の診断が確立した患者に対してのみ適用を考慮すること。また、糖尿病以外にも、耐糖能異常、尿糖陽性等を呈する病態や糖尿病類似の症状（腎性糖尿、甲状腺機能異常等）を呈する疾患があることに留意すること。

- イ 本製剤を2型糖尿病治療の第一選択薬として用いないこと。
- ウ 原則として、既にピオグリタゾン塩酸塩（ピオグリタゾンとして1日15mg又は30mg）及びメトホルミン塩酸塩（メトホルミン塩酸塩として1日500mg）を併用し状態が安定している場合、又はピオグリタゾン塩酸塩（ピオグリタゾンとして1日15mg又は30mg）単剤又はメトホルミン塩酸塩（メトホルミン塩酸塩として1日500mg）単剤の治療により効果不十分な場合に、本製剤の使用を検討すること。
- エ 本製剤の投与中においては、本製剤の投与がピオグリタゾン塩酸塩及びメトホルミン塩酸塩の併用よりも適切であるかについて慎重に確認すること。
- オ 本製剤を使用する場合は、対象患者はインスリン抵抗性が推定される患者に限ること。また、インスリン抵抗性の目安は、肥満度（BMI：kg/m²）が24以上又はインスリン分泌状態について空腹時血中インスリン値が5 μU/mL以上であること。
- カ 投与する場合には血糖、尿糖を定期的に検査し、薬剤の効果を確かめ、効果が不十分な場合には、速やかに他の治療薬への切り替えを行うこと。
- キ 投与の継続中に、投与の必要性がなくなる場合や減量する必要がある場合、患者の不養生、感染症の合併等により効果がなくなったり、不十分となる場合があるため、食事摂取量、体重の推移、血糖値、感染症の有無等に留意の上、常に投与継続の可否、投与量、薬剤の選択等に注意すること。

(2) ビクトーザ皮下注 18mg

- ① 本製剤はグルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニストであり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は注入器一体型のキットであるため、在宅自己注射指導管理料を算定する患者に対して処方した場合には、注入器加算は算定できないものであること。
- ③ 本製剤の自己注射を行っている者に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うために血糖自己測定器を使用した場合には、インスリン製剤の自己注射を行っている者に準じて、「C150」血糖自己測定器加算を算定すること。

(3) ネスプ注射液 10 μg/1mL プラシリンジ、同 15 μg/1mL プラシリンジ、同 20 μg/1mL プラシリンジ、同 30 μg/1mL プラシリンジ、同 40 μg/1mL プラシリンジ、同 60 μg/0.6mL プラシリンジ、同 120 μg/0.6mL プラシリンジ及び同 180 μg/0.9mL プラシリンジ

本製剤はダルベポエチン製剤であり、医科点数表区分番号「J038」人工腎臓等における保険上の取扱いは、既存のダルベポエチン製剤と同様であること。以上

(添付資料)

1. 官報（平22.6.11 第5331号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について
（平22.6.11 保医発0611第1号 厚生労働省保険局医療課長通知）
3. グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニストの保険適用上の取扱いについて（在宅自己注射指導管理料関連）（日本医師会 保険医療課）

(参 考)

1. 薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）新医薬品



編集・印刷
 独立行政法人国立印刷局

目次

(告示)

- 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働二四〇)
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件(同二四一)
- 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件(同二四二)

○厚生労働省告示第二百四十号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十一日

厚生労働大臣 長 藤 昭

別表に第8部として次のように加える。

品名	規格	単位	薬価 円
(ね)			
ネシーナ錠6.25mg		6.25mg 1錠	60.20
ネシーナ錠12.5mg		12.5mg 1錠	112.20
ネシーナ錠25mg		25mg 1錠	209.40
(め)			
メタクト配合錠HD		1錠	158.00
メタクト配合錠LD		1錠	84.60
(ゆ)			
ユニシア配合錠HD		1錠	150.30
ユニシア配合錠LD		1錠	150.30
(り)			
リリカカプセル25mg		25mg 1カプセル	100.50
リリカカプセル75mg		75mg 1カプセル	167.10
リリカカプセル150mg		150mg 1カプセル	229.00
(ろ)			
ロゼレム錠8mg		8mg 1錠	82.60
注 射 薬			
(そ)			
ソリス点滴静注300mg		300mg 30mL 1瓶	577,229
(ね)			
ネスプ注射液10 μ g/1mLブラシリンジ		10 μ g 1mL 1筒	3,086
ネスプ注射液15 μ g/1mLブラシリンジ		15 μ g 1mL 1筒	4,358
ネスプ注射液20 μ g/1mLブラシリンジ		20 μ g 1mL 1筒	5,564
ネスプ注射液30 μ g/1mLブラシリンジ		30 μ g 1mL 1筒	7,823
ネスプ注射液40 μ g/1mLブラシリンジ		40 μ g 1mL 1筒	9,966
ネスプ注射液60 μ g/0.6mLブラシリンジ		60 μ g 0.6mL 1筒	14,031
ネスプ注射液120 μ g/0.6mLブラシリンジ		120 μ g 0.6mL 1筒	24,865
ネスプ注射液180 μ g/0.9mLブラシリンジ		180 μ g 0.9mL 1筒	35,343
(ひ)			
ピクトーザ皮下注18mg		18mg 3mL 1キット	9,960
(へ)			
ベクティピックス点滴静注100mg		100mg 5mL 1瓶	75,567

品名	規格	単位	薬価 円
----	----	----	---------

(二)

コソフト配合点眼液 (7)		1 mL	668.00
------------------	--	------	--------

デュオトラバ配合点眼液 (8)		1 mL	1,360.00
--------------------	--	------	----------

- ⑨ フェントスチール1mg 1mg1枚 570.60
- ⑩ フェントスチール2mg 2mg1枚 1,063.60
- ⑪ フェントスチール4mg 4mg1枚 1,982.40
- ⑫ フェントスチール6mg 6mg1枚 2,853.60
- ⑬ フェントスチール8mg 8mg1枚 3,695.10

○厚生労働省告示第二百四十一号

保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成十八年厚生労働省告示第七号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十一日

厚生労働大臣 長妻 昭

第十一号中「グルカゴン製剤」の下に「グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト」を加える。

○厚生労働省告示第二百四十二号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十一日

厚生労働大臣 長妻 昭

別表第九中「グルカゴン製剤」を「グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト」に改める。

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）については、平成22年厚生労働省告示第240号をもって改正されるとともに、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニストが薬価基準に収載されたことと合わせて、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）及び「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）が、平成22年厚生労働省告示第241号及び第242号をもって改正され、同日付けで適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬11品目、注射薬11品目及び外用薬7品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8,812	4,085	2,786	36	15,719

2 掲示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等の一部改正について

- (1) グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニストについて、掲示事項等告示第十第一号の「療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。
- (2) グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニストについて、特掲診療料の施設基準等別表第九「在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

3 薬価基準等の一部改正に伴う留意事項について

(1) メタクト配合錠HD及びメタクト配合錠LD

① 効能又は効果

2型糖尿病（ただし、ピオグリタゾン塩酸塩及びメトホルミン塩酸塩の併用による治療が適切と判断される場合に限る。）であること。

② 保険適用上の取扱い

ア 糖尿病の診断が確立した患者に対してのみ適用を考慮すること。また、糖尿病以外にも、耐糖能異常、尿糖陽性等を呈する病態や糖尿病類似の症状（腎性糖尿、甲状腺機能異常等）を呈する疾患があることに留意すること。

イ 本製剤を2型糖尿病治療の第一選択薬として用いないこと。

ウ 原則として、既にピオグリタゾン塩酸塩（ピオグリタゾンとして1日15mg又は30mg）及びメトホルミン塩酸塩（メトホルミン塩酸塩として1日500mg）を併用し状態が安定している場合、又はピオグリタゾン塩酸塩（ピオグリタゾンとして1日15mg又は30mg）単剤又はメトホルミン塩酸塩（メトホルミン塩酸塩として1日500mg）単剤の治療により効果不十分な場合に、本製剤の使用を検討すること。

エ 本製剤の投与中においては、本製剤の投与がピオグリタゾン塩酸塩及びメトホルミン塩酸塩の併用よりも適切であるかについて慎重に判断すること。

オ 本製剤を使用する場合は、対象患者はインスリン抵抗性が推定される患者に限ること。また、インスリン抵抗性の目安は、肥満度（BMI：kg/m²）が24以上又はインスリン分泌状態について空腹時血中インスリン値が5 μU/mL以上であること。

カ 投与する場合には血糖、尿糖を定期的に検査し、薬剤の効果を確かめ、効果が不十分な場合には、速やかに他の治療薬への切り替えを行うこと。

キ 投与の継続中に、投与の必要性がなくなる場合や減量する必要がある場合、患者の不養生、感染症の合併等により効果がなくなったり、不十分となる場合があるため、食事摂取量、体重の推移、血糖値、感染症の有無等に留意の上、常に投与継続の可否、投与量、薬剤の選択等に注意すること。

(2) ビクトーザ皮下注18mg

① 本製剤はグルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニストであり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤は注入器一体型のキットであるため、在宅自己注射指導管理料を算定する患者に対して処方した場合には、注入器加算は算定できないものであること。

③ 本製剤の自己注射を行っている者に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うために血糖自己測定器を使用した場合には、インスリン製剤の自己注射を行っている者に準じて、「C150」血糖自己測定器加算を算定すること。

- (3) ネスプ注射液10 μ g/1mLプラシリンジ、同15 μ g/1mLプラシリンジ、同20 μ g/1mLプラシリンジ、同30 μ g/1mLプラシリンジ、同40 μ g/1mLプラシリンジ、同60 μ g/0.6mLプラシリンジ、同120 μ g/0.6mLプラシリンジ及び同180 μ g/0.9mLプラシリンジ
本製剤はダルベポエチン製剤であり、医科点数表区分番号「J038」人工腎臓等における保険上の取扱いは、既存のダルベポエチン製剤と同様であること。

4 関係通知の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日保医発0305第1号）の一部を次のように改正する。

- ・ 別添1第2章第2部第2節第2款C150に次のように加える。

(4) グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニストの自己注射を行っている者に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うために血糖自己測定器を使用した場合には、インスリン製剤の自己注射を行っている者に準じて、所定点数を算定する。

- ・ 別添1第2章第2部第3節C200(1)及び別添3区分01(5)イ中「グルカゴン製剤」の下に「、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト」を加える。

- ・ 別添3別表1中「グルカゴン製剤」の下に「、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト」を加え、「及びグリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤」を「、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤及びアダリムマブ製剤」に改める。

- ・ 別添3別表2中「グルカゴン製剤」を「グルカゴン製剤
グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト」に改め、同表に次のように加える。

アダリムマブ製剤

(参 考)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	内用薬	ネシーナ錠6.25mg	アログリプチン安息香酸塩	6.25mg 1錠	60.20
2	内用薬	ネシーナ錠12.5mg	アログリプチン安息香酸塩	12.5mg 1錠	112.20
3	内用薬	ネシーナ錠25mg	アログリプチン安息香酸塩	25mg 1錠	209.40
4	内用薬	メタクト配合錠HD	ピオグリタゾン塩酸塩・メトホルミン塩酸塩	1錠	158.00
5	内用薬	メタクト配合錠LD	ピオグリタゾン塩酸塩・メトホルミン塩酸塩	1錠	84.60
6	内用薬	ユニシア配合錠HD	カンデサルタン シレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	1錠	150.30
7	内用薬	ユニシア配合錠LD	カンデサルタン シレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	1錠	150.30
8	内用薬	リリカカプセル25mg	プレガバリン	25mg 1カプセル	100.50
9	内用薬	リリカカプセル75mg	プレガバリン	75mg 1カプセル	167.10
10	内用薬	リリカカプセル150mg	プレガバリン	150mg 1カプセル	229.00
11	内用薬	ロゼレム錠8mg	ラメルテオン	8mg 1錠	82.60
12	注射薬	ソリリス点滴静注300mg	エクリズマブ (遺伝子組換え)	300mg30mL 1瓶	577,229
13	注射薬	ネスブ注射液10 μ g / 1mLプラシリンジ	ダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え)	10 μ g 1mL 1筒	3,086
14	注射薬	ネスブ注射液15 μ g / 1mLプラシリンジ	ダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え)	15 μ g 1mL 1筒	4,358

No.	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
15	注射薬 ネスプ注射液20 μ g/1mLプラシリンジ	ダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え)	20 μ g 1mL 1筒	5,564
16	注射薬 ネスプ注射液30 μ g/1mLプラシリンジ	ダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え)	30 μ g 1mL 1筒	7,823
17	注射薬 ネスプ注射液40 μ g/1mLプラシリンジ	ダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え)	40 μ g 1mL 1筒	9,966
18	注射薬 ネスプ注射液60 μ g/0.6mLプラシリンジ	ダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え)	60 μ g 0.6mL 1筒	14,031
19	注射薬 ネスプ注射液120 μ g/0.6mLプラシリンジ	ダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え)	120 μ g 0.6mL 1筒	24,865
20	注射薬 ネスプ注射液180 μ g/0.9mLプラシリンジ	ダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え)	180 μ g 0.9mL 1筒	35,343
21	注射薬 ビクトーザ皮下注18mg	リラグルチド (遺伝子組換え)	18mg 3mL 1キット	9,960
22	注射薬 ベクティビックス点滴静注100mg	パニツムマブ (遺伝子組換え)	100mg 5mL 1瓶	75,567
23	外用薬 コソプト配合点眼液	ドルゾラミド塩酸塩・チモロールマレイン酸塩	1mL	668.00
24	外用薬 デュオトラバ配合点眼液	トラボプロスト・チモロールマレイン酸塩	1mL	1,360.00
25	外用薬 Ⓜ フェントステープ 1mg	フェンタニルクエン酸塩	1mg 1枚	570.60
26	外用薬 Ⓜ フェントステープ 2mg	フェンタニルクエン酸塩	2mg 1枚	1,063.60
27	外用薬 Ⓜ フェントステープ 4mg	フェンタニルクエン酸塩	4mg 1枚	1,982.40
28	外用薬 Ⓜ フェントステープ 6mg	フェンタニルクエン酸塩	6mg 1枚	2,853.60
29	外用薬 Ⓜ フェントステープ 8mg	フェンタニルクエン酸塩	8mg 1枚	3,695.10

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発第0305第1号)
の一部改正について

改正後	改正前
<p>別添1 第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第2節 在宅療養指導管理料 第2款 在宅療養指導管理材料加算 C150 血糖自己測定器加算 (1)～(3) (略) (4) <u>グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニストの自己注射を行っている者に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うために血糖自己測定器を使用した場合には、インスリン製剤の自己注射を行っている者に準じて、所定点数を算定する。</u></p> <p>第3節 薬剤料 C200 薬剤 (1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p>【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプ</p>	<p>別添1 第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第2節 在宅療養指導管理料 第2款 在宅療養指導管理材料加算 C150 血糖自己測定器加算 (1)～(3) (略)</p> <p>第3節 薬剤料 C200 薬剤 (1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p>【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプ</p>

レノルフィン製剤、塩酸モルヒネ製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、クエン酸フェンタニル製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、リン酸デキサメタゾンナトリウム製剤、メタスルホ安息香酸デキサメタゾンナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、臭化ブチルスコポラミン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン及びダルベポエチン

別添3

区分01 調剤料

(1)~(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、プト

レノルフィン製剤、塩酸モルヒネ製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、クエン酸フェンタニル製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、リン酸デキサメタゾンナトリウム製剤、メタスルホ安息香酸デキサメタゾンナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、臭化ブチルスコポラミン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン及びダルベポエチン

別添3

区分01 調剤料

(1)~(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、プト

ルファノール製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、塩酸モルヒネ製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、クエン酸フェンタニル製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、リン酸デキサメタゾンナトリウム製剤、メタスルホ安息香酸デキサメタゾンナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、臭化ブチルスコポラミン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン及びダルベポエチン)に限る。

なお、「塩酸モルヒネ製剤」、「クエン酸フェンタニル製剤」及び「複方オキシコドン製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患者に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患者に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ (略)

(7)~(14) (略)

別表1

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血

ルファノール製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、塩酸モルヒネ製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、クエン酸フェンタニル製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、リン酸デキサメタゾンナトリウム製剤、メタスルホ安息香酸デキサメタゾンナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、臭化ブチルスコポラミン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン及びダルベポエチン)に限る。

なお、「塩酸モルヒネ製剤」、「クエン酸フェンタニル製剤」及び「複方オキシコドン製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患者に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患者に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ (略)

(7)~(14) (略)

別表1

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血

液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤及びアダリムマブ製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 自己連続携行式腹膜灌流のために用いる腹膜透析液交換セット
- 在宅中心静脈栄養用輸液セット
- 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル
- 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ

別表2

インスリン製剤
 ヒト成長ホルモン剤
 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤
 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤
 乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤
 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）
 性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤及びグリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 自己連続携行式腹膜灌流のために用いる腹膜透析液交換セット
- 在宅中心静脈栄養用輸液セット
- 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル
- 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ

別表2

インスリン製剤
 ヒト成長ホルモン剤
 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤
 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤
 乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤
 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）
 性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

性腺刺激ホルモン製剤

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ソマトスタチンアナログ

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

ブトルファノール製剤

ブプレノルフィン製剤

抗悪性腫瘍剤

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン
塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

性腺刺激ホルモン製剤

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ソマトスタチンアナログ

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

ブトルファノール製剤

ブプレノルフィン製剤

抗悪性腫瘍剤

グルカゴン製剤

ヒトソマトメジンC製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン
塩酸塩配合剤

グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニストの保険適用上の取扱いについて（在宅自己注射指導管理料関連）

平成22年6月11日付け厚生労働省告示第240号により、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト（ビクトーザ皮下注18mg）が薬価基準に収載されたことにあわせ、同日付け厚生労働省告示第241号により掲示事項等告示が、また、同日付け厚生労働省告示第242号により特掲診療料の施設基準等が一部改正されるとともに、留意事項通知中「第2章」特掲診療料「第2部」在宅医療「第3節」薬剤料「区分C200」薬剤の項が一部改正され、当該薬剤が「区分C101」在宅自己注射指導管理料の対象薬剤となりました。

（1）平成22年6月11日 厚生労働省告示第241号

告示（掲示事項等告示）

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

- 一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン I₂製剤、塩酸モルヒネ製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本表に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、クエン酸フェンタニル製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、リン酸デキサメタゾンナトリウム製剤、メタスルホ安息香酸デキサメタゾンナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、臭化ブチルスコポラミン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）及びダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）

※下線部追加

告示 (特掲診療料の施設基準等)

別表第九

別表第九 在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬

インスリン製剤

性腺刺激ホルモン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

ソマトスタチンアナログ

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

※下線部追加

<p>平成 22 年 3 月 5 日 保医発 0305 第 1 号の 別添 1 第 2 章「特掲診 療料」第 2 部「在宅医 療」第 2 節「在宅療養 指導管理料」第 2 款 「在宅療養指導管理 材料加算」の C150 を 右のように改める。</p> <p>※ 下線部追加</p>	<p>C 1 5 0 血糖自己測定器加算 (1)～(3) (略) <u>(4) グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニストの自己注射 を行っている者に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行う ために血糖自己測定器を使用した場合には、インスリン製剤の 自己注射を行っている者に準じて、所定点数を算定する。</u></p>
<p>平成 22 年 3 月 5 日 保医発 0305 第 1 号の 別添 1 第 2 章「特掲診 療料」第 2 部「在宅医 療」第 3 節「薬剤料」 の C200 の (1) を右 のように改める。</p> <p>※ 下線部追加</p>	<p>第 3 節 薬剤料 C 2 0 0 薬剤 (1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することがで きる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝 固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血 液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥 人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血 液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン 剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體、 ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己 連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インタ ーフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルフ ァノール製剤、ブプレノルフィン製剤、塩酸モルヒネ製剤、抗悪性 腫瘍剤、<u>グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニ スト製剤</u>、ヒトソマトメジン C 製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固 阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジン I₂ 製剤、エタネルセプ ト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、ク エン酸フェンタニル製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリ ン酸エステルナトリウム製剤、リン酸デキサメタゾンナトリウム製 剤、メタスルホ安息香酸デキサメタゾンナトリウム製剤、プロトン ポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム 製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、 メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、臭化ブチルスコ ポラミン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L -システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン 及びダルベポエチン (2) 以下略</p>

(日本医師会保険医療課)

(参 考)

薬価基準収載機能品目一覧表（薬効分類別）新医薬品

[内用薬]

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量	
1	内119	ロゼレム錠 8mg (武田薬品工業)	8mg 1錠	ラメルテオン	通常、成人にはラメルテオンとして1回8mgを就寝前に経口投与する。
(効能・効果) 不眠症における入眠困難の改善					

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量	
2	内119	リリカカプセル 25mg リリカカプセル 75mg リリカカプセル 150mg (ファイザー)	25mg1カプセル 75mg1カプセル 150mg1カプセル	プレガバリン	通常、成人には初期用量としてプレガバリン1日150mgを1日2回に分けて経口投与し、その後1週間以上かけて1日用量として300mgまで漸増する。なお、年齢、症状により適宜増減するが、1日最高用量は600mgを超えないこととし、いずれも1日2回に分けて経口投与する。
(効能・効果) 帯状疱疹後神経痛					

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量	
3	内214	ユニシア配合錠LD ユニシア配合錠HD (武田薬品工業)	1錠 1錠	カンデサルタン シレキセチル ・アムロジピン ベシル酸塩	成人には1日1回1錠(カンデサルタン シレキセチル/アムロジピンベシル酸塩として8mg/2.5mg又は8mg/5mg)を経口投与する。 本剤は高血圧治療の第一選択薬として用いない。
(効能・効果) 高血圧症					

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量	
4	内396	ネシーナ錠 6.25mg ネシーナ錠 12.5mg ネシーナ錠 25mg (武田薬品工業)	6.25mg 1錠 12.5mg 1錠 25mg 1錠	アログリプチン 安息香酸塩	通常、成人にはアログリプチンとして25mgを1日1回経口投与する。
<p>(効能・効果) 2型糖尿病 ただし、下記のいずれかの治療で十分な効果が得られない場合に限る。 ①食事療法、運動療法のみ ②食事療法、運動療法に加えてα-グルコシダーゼ阻害剤を使用</p>					

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量	
5	内396	メタクト配合錠LD メタクト配合錠HD (武田薬品工業)	1錠 1錠	メトホルミン塩酸塩・ピオグリタゾン塩酸塩	通常、成人には1日1回1錠(ピオグリタゾン/メトホルミン塩酸塩として15mg/500mg又は30mg/500mg)を朝食後に経口投与する。
<p>(効能・効果) 2型糖尿病 ただし、ピオグリタゾン塩酸塩及びメトホルミン塩酸塩の併用による治療が適切と判断される場合に限る。</p>					

【注射薬】

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
6	注249 ビクトーザ皮下注18mg （ノボ ノルディスク ファーマ）	18mg 3mL 1キット	リラグルチド （遺伝子組換え）	通常、成人には、リラグルチド （遺伝子組換え）として、0.9mgを1日1回朝又は夕に皮下注射する。ただし、1日1回 0.3mgから開始し、1週間以上の間隔で0.3mgずつ増量する。なお、患者の状態に応じて適宜増減するが、1日0.9mgを超えないこと。
	（効能・効果） 2型糖尿病 ただし、下記のいずれかの治療で十分な効果が得られない場合に限る。 ① 食事療法、運動療法のみ ② 食事療法、運動療法に加えてスルホニルウレア剤を使用			

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
7	注399 ネスプ注射液10μg ／1mLプラシリンジ ネスプ注射液15μg ／1mLプラシリンジ ネスプ注射液20μg ／1mLプラシリンジ ネスプ注射液30μg ／1mLプラシリンジ ネスプ注射液40μg ／1mLプラシリンジ ネスプ注射液60μg ／0.6mLプラシリンジ ネスプ注射液120μg ／0.6mLプラシリンジ ネスプ注射液180μg ／0.9mLプラシリンジ （協和発酵キリン）	10μg 1mL L1筒 15μg 1mL L1筒 20μg 1mL L1筒 30μg 1mL L1筒 40μg 1mL L1筒 60μg 0.6mL 6mL 1筒 120μg 0.6mL 1筒 180μg 0.9mL 1筒	ダルベポエチン アルファ （遺伝子組換え）	<血液透析患者> ・初回用量 通常、成人にはダルベポエチン アルファ（遺伝子組換え）と して、週1回20μgを静脈内 投与する。 ・エリスロポエチン（エポエチ ンアルファ（遺伝子組換え）、 エポエチン ベータ（遺伝子組 換え）等）製剤からの切替え初 回用量 通常、成人にはダルベポエチン アルファ（遺伝子組換え）と して、週1回15～60μgを 静脈内投与する。 ・維持用量 貧血改善効果が得られたら、通 常、成人にはダルベポエチン アルファ（遺伝子組換え）とし て、週1回15～60μgを静 脈内投与する。週1回投与で貧 血改善が維持されている場合には、その時点での1回の投与量の2倍量を開始用量とし て、2週に1回投与に変更し、2週に1回30～120μgを静脈内投与することができる。 なお、いずれの場合も貧血症の程度、年齢等により適宜増減するが、最高投与量は、 1回180μgとする。 <腹膜透析患者及び保存期慢性腎臓病患者> ・初回用量 通常、成人にはダルベポエチン アルファ（遺伝子組換え）として、2週に1回30μgを皮下又は静脈内投与する。 ・エリスロポエチン（エポエチンアルファ（遺伝子組換え）、エポエチン ベータ（遺 伝子組換え）等）製剤からの切替え初回用量 通常、成人にはダルベポエチン アルファ（遺伝子組換え）として、2週に1回30～ 120μgを皮下又は静脈内投与する。 ・維持用量

<p>貧血改善効果が得られたら、通常、成人にはダルベポエチン アルファ（遺伝子組換え）として、2週に1回30～120 μgを皮下又は静脈内投与する。2週に1回投与で貧血改善が維持されている場合には、その時点での1回の投与量の2倍量を開始用量として、4週に1回投与に変更し、4週に1回60～180 μgを皮下又は静脈内投与することができる。</p> <p>なお、いずれの場合も貧血症状の程度、年齢等により適宜増減するが、最高投与量は、1回180 μgとする。</p>
<p>（効能・効果） 腎性貧血</p>

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
8 注429	ベクティビックス点滴静注100mg（武田薬品工業）	100mg 5mL 1瓶	パニツムマブ（遺伝子組換え）	通常、成人には2週間に1回、パニツムマブ（遺伝子組換え）として1回6mg/kg（体重）を60分以上かけて点滴静注する。なお、患者の状態に応じて適宜減量する。
<p>（効能・効果） KRAS遺伝子野生型の治癒切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌</p>				

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
9 注639	ソリス点滴静注300mg（アレクシオン ファーマ）	300mg 30mL 1瓶	エクリズマブ（遺伝子組換え）	通常、成人には、エクリズマブ（遺伝子組換え）として、1回600mgから投与を開始する。初回投与後、週1回の間隔で初回投与を含め合計4回点滴静注し、その1週間後（初回投与から4週間後）から1回900mgを2週に1回の間隔で点滴静注する。
<p>（効能・効果） 発作性夜間ヘモグロビン尿症における溶血抑制</p>				

[外用薬]

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
10 外131	コソプト配合点眼液 （萬有製薬）	1 mL	ドルゾラミド塩 酸塩・チモロー ルマレイン酸塩	1回1滴、1日2回点眼する。
（効能・効果） 次の疾患で、他の緑内障治療薬が効果不十分な場合：緑内障、高眼圧症				

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
11 外131	デュオトラバ配合点眼液 （日本アルコン）	1 mL	トラボプロスト ・チモロールマ レイン酸塩	1回1滴、1日1回点眼する。
（効能・効果） 緑内障、高眼圧症				

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
12 外821	フェントステープ1mg フェントステープ2mg フェントステープ4mg フェントステープ6mg フェントステープ8mg （久光製薬）	1mg 1枚 2mg 1枚 4mg 1枚 6mg 1枚 8mg 1枚	フェンタニルク エン酸塩	本剤は、オピオイド鎮痛剤から切り替えて使用する。 通常、成人に対し胸部、腹部、上腕部、大腿部等に貼付し、1日（約24時間）毎に貼り替えて使用する。 初回貼付用量は本剤貼付前に使
用していたオピオイド鎮痛剤の用法・用量を勘案して、1mg、2mg、4mg、6mgのいずれかの用量を選択する。 その後の貼付用量は患者の症状や状態により適宜増減する。				
（効能・効果） 非オピオイド鎮痛剤及び弱オピオイド鎮痛剤で治療困難な下記疾患における鎮痛（ただし、他のオピオイド鎮痛剤から切り替えて使用する場合に限る。） 中等度から高度の疼痛を伴う各種癌における鎮痛				